

大磯町監査公表第 1 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

随時監査（工事監査）

2. 監査の対象部課等

（1）対象工事

大磯港みなとオアシス推進事業：大磯港賑わい交流施設整備工事

（2）対象部課

産業環境部産業観光課

3. 監査の範囲及び事務

対象工事に係る令和2年度に係る財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和2年12月4日から令和3年3月12日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和2年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかはもとより、計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査等、事務的及び技術的な観点にも着目し、監査を実施した。

監査は、監査対象課である産業観光課より対象工事について関係書類の提出を求め審査するほか、技術調査業務を委託し工事技術に関する専門的知識を有する技術士による書類調査を実施し、監査委員はその調査結果を確認するとともに総合的に判断する方法とした。

6. 工事の概要

工事名 大磯港みなとオアシス推進事業：大磯港賑わい交流施設整備工事

工事場所 神奈川県中郡大磯町大磯1398番地6

工期 平成31年3月28日から令和2年11月27日まで

契約金額 349,490,000円（税込）

請負業者 匠建設株式会社

工事概要 大磯港は、その周辺の海浜地域とともに、町内外の多くの方が楽しみ、親しんでいる地域であり、本町の重要な地域資源となっている。当該地に町の周遊型観光の拠点として、大磯港に「賑わい交流施設」を整備し、人や情報の交流、賑わい創出、マチナカへの賑わいの拡大を図る。

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階数：地上2階

敷地面積：1,600m²

延床面積：795.44m²

主要施設：漁協施設（水揚げ場、作業場等）

賑わい創出施設（管理事務所、地域交流施設、飲食提供施設、物品販売施設等）

7. 監査の結果

関係書類の審査及び技術士による工事技術調査報告書を踏まえ協議した結果、本工事は概ね適正に執行されているものと認められた。